

制度名称		「京都府中小企業応援条例」に基づく不動産取得税の軽減措置			
制度内容		元気印認定を受けた研究開発等事業に用いる家屋・土地の不動産取得税率※を1/10に軽減<控除上限2億円> ※通常、家屋（住宅以外）：4%、家屋（住宅）・土地：3%			
根拠法令		京都府中小企業応援条例第8～11条、附則2～4号			
対象者		元気印中小企業認定企業（中小企業応援条例第8条の認定を受けた中小企業者） <適用除外> (1)過去3年以内に、納税申告を怠り、京都府の法人事業税の決定を受けている場合（地方税法第72条の39第2項、第72条の41第2項又は第72条の41の2第2項） (2)過去3年以内に、納税事実の隠蔽等により加重算税の賦課・決定を受けている場合（国税通則法第68条第1項、第2項、地方税法第72条の47第1項、第2項） (3)過去3年以内に、粉飾決算で事業税額等の控除を受けている場合（法人税法第70条、第135条第1項、地方税法第72条の24の10） (4)府税滞納がある場合 (5)企業立地促進条例その他の府税条例で不動産取得税の軽減の適用を受けている場合 <承継法人> 合併等の場合、以下のいずれかの承継法人は適用対象 ①合併後存続する法人 ②合併により設立された法人 ③分割により事業を承継した法人			
対象物		認定事業計画に基づいて取得※1した研究開発等事業用の家屋※2・土地（自己所有に限る。） ※1 家屋の新築・立替、既存の土地・家屋の買取も含む。 ※2 附属設備（暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備）を含む。 ※3 認定事業計画の認定日以降かつ計画期間内に、家屋・土地の取得（登記事項証明書の原因日）を行うこと。			
対象物の対象範囲	対象物	区分	例示	特例の適用の有無	
	家屋	認定研究開発等事業に使うスペース ※認定事業従事者（研究開発に直接従事する者）による認定研究開発等事業への従事割合が70%以上のスペース	試作品作製の作業場、新商品開発用のスペース、認定事業専用、サーバルーム、専用会議室	対象 当該スペース面積×100%～①	
		認定研究開発等事業とそれ以外の用途の共用スペース	共用事務室、共用会議室、共用倉庫、共用作業場	一部対象 当該スペース面積×（当該スペースでの認定事業従事者の研究開発等事業の従事割合※）～② ※算定困難な場合：（認定事業従事者数）÷（全従事者数）	
		福利厚生スペース	休憩室、食堂、受付、通路、更衣室、トイレ、階段	一部対象 当該スペース面積×（①+②）÷（家屋の全体面積－当該スペース面積）～③	
		認定研究開発等事業に使わないスペース	既存製品の生産ライン、経理部専用室、請負人の事務作業部分	対象外 当該スペース面積～④	
土地	認定研究開発等事業用の家屋を設置する敷地	家屋の基礎、駐車場用地、緑地、調整池、構内道路や当該敷地を構成する法面	一部対象 当該スペース面積×（①+②+③）÷（家屋の全体面積）		
申請手続	時期	手続内容	申請書類・添付書類		
	①家屋・土地の取得時（概ね3ヶ月以内）	対象となる不動産であることの確認手続	対象不動産の確認申請書（第5号様式） <共通> 法人の場合は定款の写し、会社概要・事業内容が分かるパンフレット等、認定事業従事者の従事割合の説明資料（従業員名簿等）、その他知事が必要と認める資料 <土地> 登記事項証明書（未登記の場合売買契約書の写し）、位置図 <家屋> 建築工事請負契約書又は売買契約書の写し、建築確認済証及び検査済証の写し、建築確認手続に添付した立面図・平面図（対象範囲の区分を明示すること）、登記事項証明書 ※申請書は「問合せ先」URLからダウンロード可		
	②研究開発等事業の開始時（概ね3ヶ月以内）	対象となる事業であることの確認手続 ※府職員が現地確認します	適用確認申請書（第6号様式） ※申請書は「問合せ先」URLからダウンロード可		
③上記の確認を受けた後、速やかに	軽減措置の適用の手続	適用申請書（第7号様式） 上記の2つの手続に対する知事の確認通知書の写し ※申請書は「問合せ先」URLからダウンロード可	取得不動産を管轄する府税事務所、府振興局税務室又は府税出張所 ※管轄区域については、以下URLを参照 http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600061.html#kouikishinkoukyoku		
問合せ先	京都府商工労働観光部産業振興課 中小企業育成係 Tel:075-414-4851 Fax:075-414-4842 URL: http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/fudousansyutokuzei/fudousansyutokuzei_top.html				
備考	・一般的な不動産取得税額：不動産価格（市町村固定資産課税台帳登録価格）×税率（4%、3%） ・企業立地促進条例その他府税条例の特例における不動産取得税の軽減措置との重複適用は不可				